

令和5年度 マージン率等の公開

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

許可番号	派 21-300334
許可年月日	平成30年2月1日
事業所名称	株式会社テクノシステム
事業所所在地	岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目1番地テクノプラザ2F 203号室

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
20	5	30,881円	18,635円	39.66%

※マージン率とは

派遣先より株式会社テクノシステムに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの金額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

※マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険・厚生年金保険料・介護保険料 雇用保険料・労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)
会社 運営 経費	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等) 登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (教育訓練・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用 会社運営経費を差し引いた利益

2. 教育訓練に関する事項

- ・キャリアアップ研修
- ・安全衛生教育
- ・3DCAD教育(適宜)
- ・機械電子設計教育基礎
- ・人材育成教育(適宜)

3. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か：締結済

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：本事業所から労働者派遣契約に基づき派遣就業する派遣労働者

労使協定の有効期間の終期：2026年3月31日